

公 示 日：2025 年 11 月 12 日（水）

調達管理番号：25a00672

国 名：ネパール

担 当 部 署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

調 達 件 名：ネパール国障害主流化アドバイザー業務

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

（１） 担当業務：障害主流化アドバイザー

（２） 格 付：３号

（３） 業務の種類：専門家業務

（４） 全体期間：2026 年 1 月上旬から 2026 年 2 月上旬

（５） 業務人月：1.30

業務日数：準備業務 3 日、現地業務 30 日、整理業務 3 日

具体的な業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

## 2. 業務の背景

ネパール政府は 2015 年の憲法において「基礎教育の無償・義務化」を定め、すべての子どもに教育を受ける権利を保障した。ネパール教育科学技術省（Ministry of Education, Science and Technology。以下、「MoEST」という。）が策定した現行の学校教育セクター計画（School Education Sector Plan。以下、「SESP」という。）（2022/23～2031/32 年度）では、カースト等の社会的身分やジェンダー、障害のある子どもを含むすべての児童・生徒が質の高い教育にアクセスできるよう、インクルーシブ教育の推進が重点戦略・取り組みとして位置づけられ、通常学級での学びを基本としつつ、子どものニーズに応じて、特別支援学校やリソースセンターなども選択できるという多様かつ包摂的な学

びの形が目指されている。加えて、障害の種別や度合いに応じた教育支援、補助教材の整備、教員研修体制の強化が制度的課題として挙げられており、他ドナーもこれに対応する支援を展開している。

具体的には、USAID（2025年3月支援停止）、UNICEF、フィンランドなどが障害のある子どもへの早期介入、教員養成カリキュラムへのインクルーシブな視点の導入、地方政府における診断体制の整備等を支援してきた。一方で、2024/25年度のFlash I 報告書<sup>1</sup>では、障害児の就学率が依然として低水準にとどまっていることが明らかになっており、不就学、中退、学力低迷・成績不振など多重的な課題が指摘されている。特に、公立学校では、障害に関する基本的理解や合理的配慮の実践にばらつきが見られ、共通基盤となる基礎的知識の獲得と障害配慮の視点の浸透、そして各種基準の整備・実現が課題となっている。

教育人材開発センター（Center for Education and Human Resource Development。以下、「CEHRD」という。）は、教員の職能開発（Teacher Professional Development。以下、「TPD」という。）にかかる実施枠組み（以下、「TPD フレームワーク」という。）を策定しており、これに基づき多数の研修コースを有しているが、その内容は旧態依然としており、指導方法も従来型のレクチャー形式にとどまるなど、SESP の目標達成に十分に寄与しているとはいえない。

また、SESP 重点分野であるインクルーシブ教育の推進に関連して、障害児教育に関する研修については、障害種別ごとに特化した研修コースと教材がいくつか整備されているものの、あらゆる教員研修に横断的に適用可能な講義・演習となる、教員として理解しておくべき障害児への支援・指導<sup>2</sup>に関する基本概念や留意点が盛り込まれたコンテンツは未整備であり、早急な支援が求められている。

---

<sup>1</sup> CEHRDが発行している教育データ速報。

<sup>2</sup> 本公示における「障害児への支援・指導」とは、公立学校の教室現場において、教師が障害のある子どもに対して、その子どもの特性に応じて行うべき合理的配慮などを通じた支援・指導を指します。SESP で示されている“Disability-Inclusive Education”、すなわち「障害のある子どもが他の子どもと同じ教室で学ぶこと」を可能にするために実施されるものです。なお、「障害」・「障害児」・「インクルーシブ教育」といった用語については、国際的な提唱・定義を参照しつつ、ネパール教育セクターでの定義を確認の上、日本語・英語・ネパール語での表現の仕方に十分留意してください。

JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「教育」の「誰ひとり取り残さない教育改善クラスター」では、すべての教育案件に障害者包摂の視点を組み込む「障害主流化」アプローチを軸としている。加えて、グローバル・アジェンダ「社会保障・障害と開発」の「障害インクルーシブな開発」においては、全ての JICA 事業で障害主流化を進めるとしている。

これらのグローバル・アジェンダに基づき、ネパールにおいてインクルーシブ教育の推進と学校現場での実施強化を図るため、本事業において TPD を通じた障害主流化を実現・促進すべく、インクルーシブ教育の知見を有する障害児教育分野の専門家を派遣することとした。

なお、本案件においては、2024 年 5 月より長期専門家として教育アドバイザーを 1 名派遣している。また、SESP の方針に基づき、2024 年度より TPD に焦点を当てた技術協力プロジェクト「基礎教育の質の支援向上プロジェクト」（2024 年～2029 年）をネパール全 7 州において実施している。本業務においては、同教育アドバイザーの活動の中で先方関係機関との調整が既に開始されている。また、現行の技術協力プロジェクトは地方政府（Local Government。以下、「LG」という。）や学校を単位として TPD 支援を進めていることから、本業務の成果普及における連携も考慮する。

### 3. 期待される成果

CEHRD と連携し、TPD を通じて障害主流化の実現に資する基礎的な研修コンテンツの開発および中核人材の能力強化を行い、もって公立学校教員の障害児への支援・指導に関する基礎的理解の定着に向けた基盤を整備する。

### 4. 業務の内容

本業務に伴って期待される成果は、以下のとおり。

1. 政策・制度・現状にかかる整理と共有：CEHRD 等関係者と現状およびリソースギャップに関する共通理解を形成することを目的として、ネパールにおけるインクルーシブ教育および障害児教育に関する教育政策・施策・制度（特に TPD 制度内での位置づけ）に関する文献や報告書等が整理・レビューされ、既存のドナー支援も含めた現状が分かりやすく図示された報告書が作成される。

2. 横断的な基礎研修コンテンツの開発：CEHRD のインクルーシブ教育課（Inclusive Education Section）及び教員教育課（Teacher Training Section）との協働のもと、教員として理解しておくべき障害児への支援・指導に関する基本概

念や留意点が検討され、TPD の各研修コースに横断的に活用可能な「障害児への支援・指導に関する基礎セッション（約 1 時間）」コンテンツが開発される。加えて、研修トレーナー指導書（Trainers' Guide）と研修教材（Trainees' Resource Materials）が開発支援される。

3. 州教育研修センター（Education Training Center）研修指導員の能力強化：CHERD および全 7 州の ETC 関係者を対象に、2.で開発された基礎研修コンテンツを用いた能力強化セッションを実施することで、各州の研修指導員が、各 ETC で行われている TPD 研修の中で当該コンテンツを活用しながら、障害児への支援・指導にかかる内容を効果的に指導できるようになる。

（各 ETC での TPD 研修実施の部分は、本業務の範囲とはせず、現在派遣中の教育アドバイザーの活動に引き継ぐ。）

上記の成果達成のための具体的業務の流れは、次のとおりとする。

（１） 準備業務（2026 年 1 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、開発パートナー報告書、ネパール政府作成の関連報告書、国際学力調査報告書、学術論文等を参照し、ネパールの教育における障害児への支援・指導の現状と課題を把握し、報告書としてまとめる。
- ② JICA 人間開発部及びネパール事務所・現在派遣中のネパール教育アドバイザーと連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ①②を踏まえたワークプラン案を作成し（①でまとめた報告書を別添とする）、JICA 人間開発部の確認を得る。併せて、ネパール事務所にもデータを送付する。

（２） 現地業務（2026 年 1 月上旬～2026 年 2 月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ネパール事務所、C/P 機関にワークプラン案を提出し、最終化した上で、業務計画の承認を得る。
- ② CEHRD や ETC 等の関係機関や UNICEF 等の開発パートナーからネパールのインクルーシブ教育に関する情報収集、ヒアリングを行い、関連する政策及びその実施状況を把握する。
- ③ CEHRD 等関係機関と調整の上で学校訪問をして（バグマティ州 Godawari Municipality を想定）、現場の状況を理解する。ただし、特別支援学校等の訪問については、前広に調整を行う。
- ④ SESP 及び TPD フレームワークに則り、教員として理解しておくべき障害

児への支援・指導に関する基本概念や留意点を検討の上、TPD の各研修パッケージに横断的に活用可能な「障害児への支援・指導に関する基礎セッション（約 1 時間）」コンテンツを開発する。

- ⑤ ④で開発したコンテンツのための研修トレーナー指導書（Trainers' Guide）と研修教材（Trainees' Resource Materials）を開発支援する。
  - ⑥ CHERD および全 7 州の ETCs 関係者を対象に、③④で開発した研修コンテンツ等を用いた能力強化セッションを実施する（対面・オンライン）。
  - ⑦ 各 ETC が州内の教員に⑥のセッション内容を普及するための、ローコストかつ現実的な方法の提案を行う。
  - ⑧ 現地業務完了に際し、業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑨ JICA ネパール事務所に現地業務完了を報告する。
- (3) 整理業務（2026 年 2 月上旬～月上旬）
- 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

| No. | 提案を求める項目                                                                                                          |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 障害主流化における関係機関の間の連携方針及び持続可能な体制構築の手立て                                                                               |
| 2   | 「障害児への支援・指導に関する基礎セッション（約 1 時間）」コンテンツ及び研修トレーナー指導書（Trainers' Guide）と研修教材（Trainees' Resource Materials）の内容（構成案・目次案等） |
| 3   | ETC 関係者対象の能力強化セッションの内容（研修プログラム案）                                                                                  |
| 4   | 各 ETC が州内の教員に能力強化セッションの内容を普及するための、ローコストかつ現実的な方法（教材の種類、ツール等）                                                       |

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 類似業務経験の分野 | インクルーシブ教育、障害児教育 |
| 対象国及び類似地域 | ネパール及び全途上国      |
| 語学の種類     | 英語（及びできればネパール語） |

※インクルーシブ教育または障害児教育分野に係る途上国における教育行政、カ

リキュラム、教育評価、教員研修等に関する知識を有することが望ましい。

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

| 報告書名                                                                     | 提出時期         | 提出先          | 部数 | 言語  | 形態    |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|----|-----|-------|
| ワークプラン（案）<br>※政策・制度・現状にかかる報告書を別添とする。                                     | 準備業務<br>終了時  | JICA 人間開発部   | －  | 英語  | 電子データ |
|                                                                          |              |              | －  | 日本語 | 電子データ |
|                                                                          |              | JICA ネパール事務所 | －  | 英語  | 電子データ |
|                                                                          |              |              | －  | 日本語 | 電子データ |
|                                                                          |              | C/P 機関       | －  | 英語  | 電子データ |
| 業務完了報告書<br>※「障害児への支援・指導に関する基礎セッション（約 1 時間）」コンテンツ及び研修トレーナー指導書・研修教材を別添とする。 | 契約履行<br>期限末日 | JICA 人間開発部   | －  | 日本語 | 電子データ |
|                                                                          |              | JICA ネパール事務所 | －  | 日本語 | 電子データ |

## 6. 業務上の特記事項

### （１）業務日程／執務環境

#### ① 業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(5) 業務日数」に記載の数値を上限とします。また、現地業務開始日は、2026 年 1 月

6日以降で調整し、整理業務期間については2月10日頃までに終わるよう調整してください（2025年度内に最終成果品の検査を終了した上での請求書提出日程を考慮するため）。

## ② 現地での業務体制

### (ア) 派遣中の教育アドバイザーとの連携

「2. 業務の背景」に記載の通り、現在派遣中の教育アドバイザーと準備段階から連携を図り、現地の情報を十分に得てください。現地業務時は同アドバイザーと相談の上、業務を進めてください。業務終了時は、持続可能な体制構築の観点から、事後対応が必要な場合には先方関係機関並びに同アドバイザーに引き継ぐべき業務を明確にしてください。

### (イ) 現行の技術協力プロジェクト「基礎教育の質の向上支援プロジェクト」 （IBSE プロジェクト）との連携

能力開発セッションのコンテンツ開発及び実施にあたり、IBSE プロジェクトの専門家や現地スタッフと連携を密にし、7州のETCの状況を把握してください。

## ③ CEHRD 内での調整

CEHRD 教員教育課（Teacher Training Section）は、インクルーシブ教育分野における TPD カスタマイズ研修（TPD フレームワークに基づいて実施される5日間のテーマ別研修）のパッケージを有しているものの、内容は包括的であり、開発においてインクルーシブ教育課（Inclusive Education Section）と連携していませんでした。本業務においては、現在派遣中の教育アドバイザーとともに、両方の課と十分に調整を行ってください。具体的には、専門的な事項に関する補足説明などを期待しています。

なお、パッケージの内容は以下の通りです。

- Universal Design for Learning
- Equity and Inclusion
- Diversity Management
- Gender, Equality and Social Inclusion（※研修指導書も開発済み）

## ④ Technical Support Cooperation to the School Education Sector

#### (TECSES) との連携

フィンランドと EU 支援による TECSES プロジェクトは、上記③の研修パッケージ 4 つをまとめた包括的なインクルーシブ教育 TPD パッケージ (Comprehensive IE Package) の開発を支援しており、これまで 2 回のワークショップを実施したとのこと。1 回目では上記 4 パッケージの説明および Trainers' Guide と Trainees' Resource Materials 開発の方向性を確認、2 回目では包括的パッケージに含めるべき内容のアイデア出しを実施。

本業務は障害主流化支援であり、重複はないことを確認しています。いずれも CEHRD の障害・インクルーシブ教育関連の TPD 支援であることから、適宜情報交換・共有を行ってください。また、必要に応じて TECSES プロジェクトが開発支援予定の Comprehensive IE Package に対するインプットも行ってください。

(参考；Technical Support Cooperation to the School Education Sector - TECSES)

#### ⑤ Godawari Municipality 教育課との連携

カトマンズ近郊に位置する、バグマティ州内の LG の一つである Godawari Municipality の教育課の職員が、今年度の課題別研修「インクルーシブ教育制度強化（障害のある子どもと共に学び共に生きる）」に参加しています。同職員がインクルーシブ教育における中核人材となり、同 LG 内で、本業務にて開発された「障害児への支援・指導に関する基礎セッション」のコンテンツを普及する活動が実施される予定であり、現在派遣中の教育アドバイザーが支援します。そのため、本業務実施の過程においても、派遣中の教育アドバイザーと相談の上、必要に応じて同 LG 教育課への技術的助言を行ってください。

#### ⑥ 内部参考資料「基礎教育におけるインクルージョンの促進に向けて」抜粋版の参照

人間開発部基礎教育グループでは、内部参考資料「基礎教育におけるインクルージョンの促進に向けて」を作成しており、すべての案件での障害主流化を目指しています。同資料の抜粋版を参照し、この方針に沿って業

務を進めてください。

業務実施中及び実施後、同資料の活用方法や改善が求められる点について、人間開発部基礎教育グループに報告してください。

#### ⑦ 暫定政権期間での業務

各種報道の通り、ネパールでは 2025 年 9 月前半に起こった抗議活動（GEN Z）によって政権が倒れ、現在は暫定政権が確立されており、2026 年 3 月に議会選挙が予定されています。そのため政情が不安定であることに鑑み、業務を計画してください。また、業務終了後に選挙が実施されますが、その後も成果品が活用されるための道筋を C/P と相談の上つくってください。

#### （２） 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、Suzuki.Moe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・「教育アドバイザー」案件概要表
- ・技術協力プロジェクト「基礎教育の質の支援向上プロジェクト」案件概要表及び関係資料
- ・「School Education Sector Plan（2022/23～2031/32）」
- ・Teacher Professional Development Framework（英訳）
- ・内部参考資料「基礎教育におけるインクルージョンの促進に向けて」の抜粋
- ・その他、UNICEF の各種報告書

#### 7. 選定スケジュール

| No. | 項目                 | 期限日時                |
|-----|--------------------|---------------------|
| 1   | 簡易プロポーザル、見積書の提出期限日 | 2025年 11月 26日 12時まで |
| 2   | 評価結果の通知日           | 2025年 12月 5日まで      |

#### 8. 応募条件等

- （１） 参加資格のない者等：特になし

- (2) 必要予防接種：特になし  
※本応募は日本国籍保有者に限ります。

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部  
(2) 見積書提出部数：1部  
(3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。( <https://partner.jica.go.jp/> )

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf) )

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
( <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html> ) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

## 10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

### (1) 業務の実施方針等：

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針      | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

### (2) 業務従事者の経験能力等：

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験      | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点  |
| ③ 語学力          | 16 点 |

④ その他学位、資格等

16 点

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：なし

ウ) 車両借上げ：あり（通勤は除く）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、現在派遣中の教育アドバイザーの調整のもとでスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：CEHRD 内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

12. 特記事項

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

いては、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上